

## 第5章 重点的取組

第7次行動計画においては、重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、重点2「子どもの意見表明・参加を支援する取組」として、計画期間における重点的取組を位置付けます。

これらの取組は、それぞれの施策の連携のみならず、多様な主体の間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働・連携できるのかを模索しながら推進していきます。

### 重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

#### <取組の方向性>

重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」の推進に向けては、虐待・体罰防止に関する広報・啓発や予防に向けた取組を進めるとともに、各種相談事業や関係機関及び地域の連携により、虐待等からの救済及びその回復に努めます。また、育ち・学ぶ施設等の職員に対する啓発や研修を通じて子どもに関わる職員の人材育成を図ります。

児童虐待防止対策の推進に向けた取組としては、引き続き児童相談所の体制強化を図り、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済等を行うとともに、区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援機能の充実を図り、支援ニーズの早期把握及び地域の関係機関との連携による予防に向けた取組を推進します。

相談事業として、子どもや保護者等からの対面による相談に加え、電話やSNSを活用した相談を実施することで、より幅広い層からの相談につながるよう、相談者の利便性の向上や気軽に相談できる環境をつくります。

また、いじめの防止を図るため、子どもに対しては、児童生徒指導體制の一層の充実を図るとともに子どもの権利についての啓発を行います。育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、令和4年度に改訂する児童生徒指導ハンドブックを基に教職員全体で児童生徒指導に対する意識を共有し、また、いじめ防止に関する研修等を実施するなど教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。

いじめに関する相談体制の周知及び整備を行うほか、学校と保護者が課題や対策を共有できる体制を強化するとともに関係機関との連携を図ることで子どもの救済に努めます。また、子ども自身がSOSを発信し受け止めることができるよう、相談する力を育む取組を行います。

<主な該当施策>

推進施策	計画期間の取組内容
親等による虐待・体罰の防止及び救済等	<p>要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑩/P.35]</p>
	<p>児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑪/P.35]</p>
	<p>来所に加え電話・SNS を活用した各種相談事業や、児童相談所・区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑫/P.35]</p>
育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等	<p>条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（11） 取組⑬/P.37]</p>
	<p>育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（11） 取組⑭/P.37]</p>
育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等	<p>子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組⑮/P.38]</p>
	<p>育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組⑯/P.38]</p>
	<p>学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。 [施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組⑰/P.38]</p>
関係機関と連携した相談・救済等	<p>子どもが安心して気軽に相談できるよう、SOS の出し方・受け止め方を伝える取組を行うほか、相談カードやホームページ等で、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。 [施策の方向Ⅴ 推進施策（24） 取組⑱/P.44]</p>

## 重点2 子どもの意見表明・参加を支援する取組

### <取組の方向性>

重点2「子どもの意見表明・参加を支援する取組」の推進に向けては、特に条例に定められた市政に対する意見を求めるための、「川崎市子ども会議」の充実を図ります。

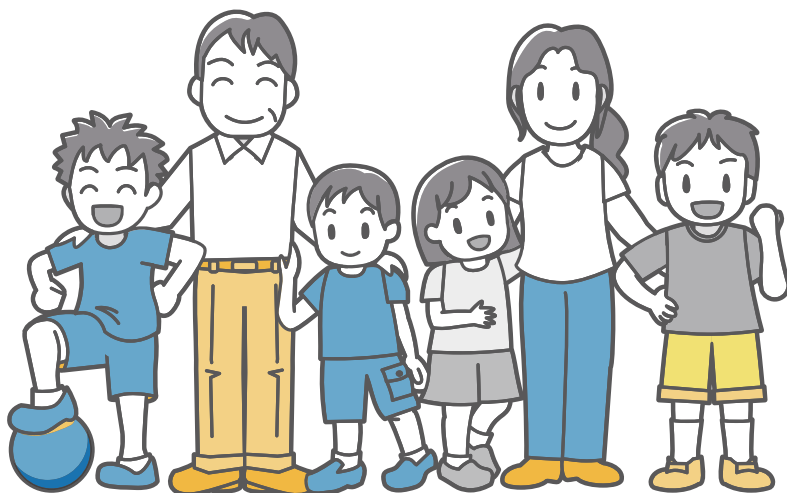
主な取組として、子どもが安心して自分の意見を表明できる環境づくりなど、これまでの取組を活かしながら、年齢や市政に対する関心の度合いなどに応じた参画機会の創出により、より幅広い子どもが意見を発することができる環境を整えます。

そして、子どもと行政をはじめとした大人が「パートナー」として共通の課題に取り組み、相互に理解を深めることで、取組を進めていく仕組みづくりや、子どもの声を大人がしっかりと受け止めていることを、子ども自身が実感できる機会を用意するなど、子どもの意見表明権の確保に留まらず、子どもの声大切にされ、社会全体でしっかりと受け止めていく意識の醸成に努めていきます。

また、市ホームページやGIGA 端末などインターネットを活用して、子どもが普段から市に対して想っていることや感じていること、川崎のまちを良くするためのアイデアなどの意見聴取に取り組みます。

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、子ども自身が企画から運営まで主体的に関わる事業の実施や、自主的・自発的な参加活動のため子どもが自由に安心して集うことができる居場所の充実など、子どもの社会参加を支援するとともに、参加を通じた達成感や自己肯定感を得られるような機会をつくり、次代の担い手を育成します。

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、活動内容に関する意見、要望等、幅広く子どもの意見を聴くため、子どもが中心となって「子ども運営会議」などを開催し、職員や地域の大人はそれを補助することなどにより、子どもの意見を聴くよう努めます。また、学校におけるさまざまな活動において、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう努めます。



＜主な該当施策＞

推進施策	計画期間の取組内容
<b>子どもの参加の促進</b>	<p>子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。また、市ホームページやGIGA 端末などインターネットを活用して子どもからの意見聴取に取り組みます。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組⑤⑥/P.41]</p>
	<p>地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組⑥/P.41]</p>
	<p>子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などを市ホームページ等を通じて提供します。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組⑦/P.41]</p>
<b>子ども会議の開催と支援</b>	<p>市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（18） 取組⑨/P.42]</p>
<b>子どもの意見の尊重</b>	<p>育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの各種イベント等運営会議など子どもが中心となる会議を開催し、職員や地域の大人はそれを補助するとともに、構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（22） 取組⑬/P.43]</p>
<b>子どもの居場所の確保</b>	<p>地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。</p> <p>[施策の方向Ⅲ 推進施策（15） 取組⑩/P.40]</p>